

織田政権期京都の貨幣流通

―石高制と基準銭「びた」の成立―

本 多 博 之

【キーワード】織田信長、貨幣、石高制、基準銭、京枳

はじめに

日本貨幣史上、織田政権期は大きな転換点にあたる。すなわち、銭の信用が低下するなか米の通貨的使用が広まり、さらに金・銀が商取引や贈答に盛んに用いられるなど、従来の貨幣状況が大きく変化した時期である。そして織田政権の政策のなかには、こうした貨幣流通の変化と密接に関係したと思われるものがある。

十六世紀の京都における貨幣状況については、すでに田中浩司氏による多くの研究成果がある。氏は、京都真珠庵や大徳寺の帳簿史料を丹念に分析し、銭だけでなく金・銀、そして米の貨幣的動向を具体的に論じている。したがって、ここでは氏の成果をふまえ、当該期の貨幣状況と織田政権の諸政策の関係について検討したい。また、天正四年（一五七六）十一月には京都で日蓮宗寺院による洛中勧進が実施されたが、その関係史料は織田政権期の京都における貨幣状況を示すものとして貴重である。

そこで本稿では、織田政権期の京都およびその周辺を対象地域とし、信長が足利義昭を擁して上洛する前の状況をふまえた上で、上洛後の銭・米・金・銀の流通状況と織田政権の諸政策の関係を論じるとともに、天正四年に京都で実施された日蓮宗寺院の洛中勧進について、特に「^(びた)ひた」と呼ばれた銭貨の性格を中心に明らかにしたい。

一、信長上洛前の貨幣流通

『信長公記』（首巻）や『言継卿記』^{（よつぐさ）}によれば、信長の最初の上洛は永禄二年（一五五九）二月である。その前年の永禄元年十一月六日に將軍足利義輝は三好長慶と和睦し、約五年ぶりに近江朽木から都に戻った。ただ、当時の都は三好長慶の強い影響下にあり、そこに久しぶりに將軍が舞い戻ったというのが実情であった。

さて、この頃の信長が目にしたのは、異なる価値の多様な銭貨が流通する貨幣状況であったと思われる。当時はこうした状況が国内

各地で見られたが、とりわけ京都はやや衰えたとはいえ、経済的求心性により、ひとときわ多くの種類の錢貨が集中していたと考えられる。いわゆる出土錢には、錢銘が明瞭な中国渡来錢もあれば、その模鑄と思われるもの、さらに錢銘の無い無文錢など様々な種類がある。恐らく当時、これらは皆一枚一文と数えられたものの、価値そのものは異なっており、取引の内容や使用可能な範囲にも差があったと思われる。

商取引の際、品位の劣る錢貨を排除する「撰錢」は盛んに行われていたが、公権力はそれを規制していた。そして、錢貨流通の円滑化をはかるための、いわゆる撰錢令は、室町幕府の場合、天文十一年（一五四二）を最後に発令していなかった。その幕府法の特徴は、「せいせんの儀、京錢、うちひらめ、われ錢をのそく、其外の（渡唐）とたう錢（せいせんの儀）以下、すこしのきすをいはす、取合百匁に三十二錢（あり）、於向後ハ、取わたすへき事」とあるように、撰錢の対象を極力限定（京錢、うちひらめ、われ錢）し、それ以外の錢貨は等価値での使用を求めるものであった。しかし、すでに発令から十数年が経過していた。

その後、永禄八年五月、將軍義輝が三好義継・松永久秀の襲撃によって落命した。そして翌九年、三月と十二月の二度にわたって三好氏の撰錢令（細川昭元令）⁴が発令される。三好令（三月令）の場合、「せいせんの儀、せんとく、しんせん、こうふ、ゑみやう、われ錢、かけ錢、（ふちすこしかけ、たるはとるへし）此分ハえらふへし、其外ハ可取渡事」と

あるように、選別されやすい多数の錢貨（せんとく、しんせん、こうふ、ゑみやう、われ錢、かけ錢）をあらかじめ排除し、それ以外の錢貨の等価値使用を求めていた。すなわち、撰錢の対象を極力限定した上で、それ以外の錢貨の等価値使用を求める幕府法に対し、三好令は選別されやすい多数の錢貨をまず排除し、その上でそれ以外の錢貨の等価値使用を求めていた。その意味で、三好令は幕府法をそのまま継承したものではない。それは、選別されやすい錢がそれだけ市場にあふれていた状況を示すものである。また一方で、良質の精錢が相対的に減少していた模様で、三好令とほぼ同時期に発令された近江浅井長政の撰錢令⁵では、商人の精錢持ち出しを禁じるなど、領国外への精錢流出を極力抑えようとしていた。

それでは、後に高額貨幣として通用する金や銀は、当時どのような流通状況にあったのか。

まず金は、田中浩司氏によれば、すでに十六世紀前期に駿河・伊豆・甲斐などで産金量が増大し、同時期から十六世紀半ばにかけて寺社や公家のもとに、贈与・奉加・貢納といった形で金が「直送」、蓄積されながらも、市場に出ることはなかったとする⁶。

それに対し、銀は事情が異なり、京都への流入は十六世紀後半である。中島圭一氏によれば、永禄五年に石見銀山を領有した毛利氏による翌六年以降の朝廷・幕府への寄進が契機となり、同七・八年以降、京都で銀が流通し始めたと言う⁷。石見銀山の開発以降、貿易通貨として国外流出が先行した銀の場合、国内流通のあり方は金と

異なつた。国際貿易都市博多の周辺では永禄二年時点で早くも銀の請取・収納の史料が確認できるほか、安芸嚴島や肥前から伊勢神宮に対する銀の為替・初穂料納入、出雲国造千家の収納（網役・山役）銀、そして毛利氏の伯耆方面への兵糧銀送付など、永禄年間、西国各地で銀関係の事例が見受けられる⁸⁾。したがって、京都は銀流通の点で必ずしも先進地域と言えない。

このように、京都およびその周辺では価値の異なる多様な銭貨が流通する一方で、形は多少異なるものの、金や銀がしだいに流入し、寺社や公家・武家（の有力者）、そして町衆のもとに蓄積され、唐物など高額商品の取引手段として利用される環境が整いつつあったのである。

二、上洛後の貨幣状況と織田政権

永禄十一年（一五六八）九月、信長が足利義昭を擁して上洛する。そして十月、義昭は念願の征夷大將軍に就任するが、京都支配については信長の影響力を排除できなかつた。

この頃の貨幣状況は、依然、異なる価値の多様な銭貨が流通するものであったが、一方で新たな変化が見え始める。一つは、銭の信用低下のもと、米が商取引に利用される状況が顕著になったこと。そして二つ目は、金・銀が流通市場に参入し、商取引に活発に利用され始めたことである。

たとえば、上洛した信長は摂津・和泉に矢銭を課すが、大和奈良

の法隆寺にも銀百五十枚を要求している。次の史料⁹⁾は、その際の法隆寺の対応がわかるものである。

信長へ要脚二付而、堺へ八木被出候、路次之折紙進之候、堺にて銀子拾六貫かね二渡申候条、可被成其意候、兼又綿甘把給候、何様之御心遣、却而如何候、乍去被持候間、留申候、喜悅之至候、猶宝光院へ申候、恐々謹言、

松永少卿

十一月廿七日

久秀（花押）

法隆寺御役者中

すなわち、法隆寺は信長が課した「要脚」への対応として、堺で米を売却することとし、堺までの運搬について当時大和を支配していた松永久秀に陳情した模様で、久秀は路次送りの「折紙」を法隆寺に与えて便宜をはかっている。これによると、法隆寺は堺で米を売却して銀を入手し、さらにそれを金に替えようとしていたことがわかる。つまり、当時の堺市場は米が銀に替えられ、銀が金に替えられる経済環境にあった。

こうした状況のもと、永禄十二年二月末～三月初めにかけて京都・大坂天王寺などで信長の撰銭令¹⁰⁾が発令される。よく知られたこの信長令は、従来の幕府法や三好令と大きく異なる。すなわち、「精銭」を基準に、それまで「撰銭」の対象であったものも含めた十種の銭貨を三区に分し、それぞれ二倍・五倍・十倍の換算値を示しながら、打歩を付けての使用を「増銭」として初めて公認するものであつ

た。その際、「精銭」のみの使用ではなく、「精銭」と（打歩を付けた）「増銭」半分ずつの使用を命じており、当時、精銭よりも価値の低い銭貨が増加し、流通しづらい市場環境であったことが窺える。織田政権としては、流通銭貨の間に存在する価値の差をまず認め、「精銭」を基準に価値を設定することで、取引現場から排除されていた銭貨を呼び戻し、商取引の安定化を図ったものと思われる。それはすなわち、特定種以外の銭貨の等価値使用という従来の幕府の方針を転換するものであった。

また三月十六日には、信長の追加令¹¹が出される。その骨子は二つで、一つが米での商取引を禁止すること、そしてもう一つが金・銀での商取引を公認することであった。その際、金・銀と銭の換算基準を公定していることが注目され、それによると「金子ハ拾両之代拾五貫文、銀子ハ拾両之代貳貫文たるへし」とあるように、金十兩＝銭十五貫文、銀十兩＝銭二貫文と規定している。

このように、信長の追加令は、新たに市場に参入した金・銀の通貨としての使用を公認し、その価格（値）を「精銭」（「善銭」）を基準に公定することで、銭貨だけでなく金・銀を含めた新たな通貨体系を構築し、円滑な商取引が行われるよう通貨環境を整備するものであった。

実際、元亀年間になると、京都における金・銀の動きが具体化してくる。たとえば、京都吉田社の神主吉田兼見の日記『兼見卿記』によれば、信長との贈答のほか、祈禱料や大工作料、そして馬の購

入代金などに金や銀が使われている¹²。しかも、両・分といった重量のほかに「枚」（十兩）単位での利用が確認され、十兩を基準とする板状の金・銀貨が出現・流通していたことがわかる。永禄十二年三月の信長追加令における金・銀・銭の公定換算値が金・銀ともに十兩単位であったことも、十兩基準の金・銀流通がすでに展開していたことを物語る。

また、『信長公記』によれば、永禄十二年・十三年に茶器の大量購入（いわゆる「名物狩り」）が金・銀によつて行われており、上洛直後の信長のもとには大量の金・銀が集まり、それがまた市場投下されるなど、これ以降、金・銀の環流が活発化したものと思われる。

田中浩司氏によると、元亀三年（一五七二）の「大徳寺并諸塔頭金銀米銭出米納下帳」は大徳寺文書で銀の初見とされる史料だが、銀よりも金・銀、そして米を中心に収入と支出がはかられており、この時期京都の大寺院では、米と金・銀中心の財政運営が行われていたと言える。同年九月、信長が義昭に対し提示したとされる有名な十七箇条の意見書にも、「去度御城米を被出、金銀二御売買之由候、公方様御商売」諸唯衆武具・兵糧已下も嗜ハ無之、金銀を専二商売」とあり、義昭が城米を「売買」して金・銀に替えたり、諸侯が盛んに金・銀で「商売」していた様子が窺える。それは当時、米が容易に金・銀に替えられ、また金・銀での商取引が盛んであったことを物語るものである。

その義昭は元龜四年（天正元年）四月に挙兵して籠城、それに對して信長が洛外や上京を焼き討ちするが、混乱の中、京都の諸寺院は「就錯乱方々調入目帳 同銀下行方」¹⁶）に見えるように、戦乱被害回避のため、各方面に礼物を贈っており、その調達に金・銀・銭・米が使われている。

そして、信長が上京を焼き討ちした後、下京の人々が安全確保のため札銀を用意したことがわかるのが同年六月の「下京中出入之帳」¹⁷）である。それによると、一町ごとに銀を十三枚ずつ分担して五十四町で七百二枚と見積もっており、当時京都では町ごとに十三枚もの銀供出が可能な経済力を持っていたことがわかる。

さて、同年七月、信長は義昭を京都から追放して村井貞勝を京都「代官」に任命する。ただ実際には、天正三年（一五七五）七月頃まで村井貞勝と明智光秀の両名が「京都両代官」として共同執政にあたっている¹⁸）。しかも、京都周辺には反信長勢力が依然健在で、同元年八月に朝倉・浅井両氏を滅ぼし、さらに翌二年九月に伊勢長島の一方向一揆を平定したことにより、京都周辺の敵対勢力がようやく消滅、以後、村井貞勝を介した信長の京都支配が本格化する。

そして天正年間、金・銀の動きは一層活発となる。『信長公記』の記事だけでも、信長の禁裏への上納、諸大名や公家への贈与、様々な人々への下賜、「名物狩り」も含めた商取引などがあり、その中には百枚以上のものが出現している。また、『兼見卿記』でも折袴料のほか、商取引での金・銀使用が目につくようになった。このよ

うに、京都の金・銀流通は、永祿末・元龜年間を転換点として天正年間前半にかけて一挙に拡大したのであり、それは信長が上洛し、敵対勢力に苦しめられながらもそれを克服し、京都支配を確立していく時期と重なる。

それでは、銭の信用低下に伴い通貨的性格を強めていた米の状況はどうであろうか。

先述したように、信長は永祿十二年三月令によって銭や金・銀の通貨環境を整備することで、米の通貨的使用の必要性を減じさせようとしたものと思われる。しかし実際には、銭貨使用の安定化は容易でなく、銭の信用低下は逆に米の信用を高め、その結果、市場における米での商取引や通貨としての利用は一層活発となった。

したがって、元龜年間の信長の政策には、当時の銭や米の状況を勘案したと思われるものがある。たとえば、信長が「禁中」（内裏の経済的支援のために実施した京都の町への米の貸し付けがある。周知の通り、元龜二年の「御借米之記」¹⁹）によれば、個々の町が五石の米を預かり、三割の「利米」を毎月禁裏御倉に納入することになっている。それが、立売組中に対して命じられていることから、信長の命令が家臣から町組を通して個々の町に通達されたと言う。それによれば、当時の個々の町（下京）を代表する人々の名が判明するが、同三年の「上下京御膳方御月賄米寄帳」²⁰）でも、当時の上京・下京の町組とそれに属する個々の町名が知られる。このように、これらの史料は、当時の京都の町の重層的な構成を物語る貴重なもので

あるが、貨幣史研究の立場からすると、なぜこの時期に京都の町に米が預けられ、その利米を禁裏御蔵に納めさせたのかという点が注目される。

つまり、町に対する貸付がなぜ銭ではなく米であったのか、という点である。恐らく、異なる価値の多様な銭貨が流通する京都では、同じ価値の銭貨を一律に個々の町に預け、しかもその利子分を個々の町が適切な銭で禁裏御蔵に納めることは、容易でなかったと思われる。それに対し、当時商取引に活発に利用され、しかも通貨としての役割を果たす米ならば、運用も比較的容易であり、一定量の米を個々の町に預けて運用させ、その利子分の米を禁裏御蔵に納めさせることは、少なくとも銭に比べて簡単であったと思われる。

その際、重要な点として、米を量る杓の問題がある。近年、早島大祐氏が織田政権の諸政策の中で量制に注目し、京都を中心に使用されていた十合杓の公定杓としての導入時期を元亀二年九月の公武用途段米賦課に想定しているが、筆者も同じ見解である。さらに付け加えるならば、個々の町に五石の米を預け、三割の利米を毎月納めさせる仕組みの中で正確な計量の必要が生まれ、その状況下で公定杓の公定杓（法定杓）が出現したものと推測する。

それは、当時京都で広く使用されていた十合杓を織田政権が公認したもので、それが「判舂」と呼ばれたものであろう。同年の「妙心寺米銭納下帳」の中に「判舂」の表記があることを宝月圭吾氏が指摘しているが、この点は重要である。また、先述した元亀四年の

「就錯乱方々調入目帳（同銀下行方）」中にも「判舂」の表記が確認できる。

そして注目されるのが、次の史料である。

当社御結鎮銭代米之儀、京中御定如斗米之、可被請取之由、被仰出候、則郷中へ茂申触候、可被得其意事肝要候、不可有異儀候、恐々謹言、

五月廿三日

明智十兵衛尉
光秀（花押）

村井民部少輔

貞勝（花押）

賀茂社中

この史料の年代は、署判者に注目すれば村井貞勝の官途が民部少輔となった後で明智光秀が惟任に改姓する前、すなわち永禄十二年から天正三年（一五七五）頃までとなるが、恐らく義昭追放後に光秀・貞勝が共同執政にあたった天正二・三年のものであろう。

内容としては、賀茂社領から収納する結鎮銭（けっちんせん、上賀茂社の中世以来の社領に賦課する一種の税）の米納について、両者が信長の意向を賀茂社側に伝えたもので、郷中にも通達したことを申し添えている。その内容は、「京中御定如斗米之」、すなわち信長が京都で使用することを命じた法定杓（判舂）による正確な計量での収納を命じるものである。このように、米納を行わせる際の正確な計量の必要から、織田政権のもとで量制の整備がはかられたこ

とを確認したが、それは結果として米(量)の価値尺度化を推し進めることになったと思われる。そこでその過程について以下、順を追って見ることにしたい。

天正三年十一月、権大納言となった信長は公家や寺社に対し、「天布武」の朱印で一斉に所領を給与した。池上裕子氏によれば、「その土地は敵対した將軍義昭の追放によって欠所とした幕府料所があられた」⁽²³⁾この時の新知給与は単なる朝廷・公家政策というよりは、將軍義昭との戦争に勝利したことにより、洛中洛外に信長の一円的領有権が成立したことに伴う知行制の形成の一環として行われた⁽²⁴⁾「公家・寺社は当知行安堵に加え、恩賞としての新知宛行によって信長の知行制の中に完全に組み込まれた」とする。

ここで重要なのは、「新地」⁽²⁵⁾として「直務」「直納」を認める知行地が石高で給与されたことである。高木久史氏も指摘するように、これ以降、畿内とその周辺では米建て給与が一般化する⁽²⁶⁾。また、早島大祐氏によれば、翌四年十一月の公家に対する信長の新知給与では「舛之延」分(収納枡と下行枡の容量の差益分)が考慮されており、それは収公された旧幕府闕所地で知行高が枡でしっかりと計られ、延分まで把握されていたためとする⁽²⁷⁾。このように、京都支配を確立した信長の天正三年における山城国内での知行給与は石高で行われたのであり、それは従来京都の標準枡であった十合枡の公定など、量制の整備を背景にしたものと思われる。京都の十合枡は織田政権によって認定された「判舛」(法定枡)となり、多様な地域枡

の中で「京舛」と呼ばれ、やがて織田氏領国の基準枡になったと考えられる。なお、『尋憲記』には天正五年九月十七日に奈良興福寺の使僧寛舜が京都で買物をした際、代米を「京舛」基準で支払った記述があるが、それが「京舛」の早い事例である⁽²⁷⁾。

さて、天正八年九月には大和で指出が徴収されるが、その際、「錢地子米ニナシテ可書出」とあるように、錢地子も「米」(石高)に換算して報告させている⁽²⁸⁾。それはすでに松尾良隆氏が指摘しているように、「当国知行方糺明之儀被仰付、従其軍役等之事可申付之旨上意候」⁽²⁹⁾、すなわち錢納分も含めた形で掌握した石高(知行高)を軍役の賦課基準とすることが信長の意志(「上意」)であり、織田政権の方針であった。同年秀吉は、播磨一國で本格的な検地を実施して石高による知行宛行を行っているが、それは石高による権力編成(知行給与・軍役賦課)をめざすものであったと思われる。

その意味で、丹波を支配する明智光秀の天正九年六月二日付軍法第七〇九条は重要である。

一 陣夫荷物之輕重、京都法度之器物三斗、但遠遠之夫役にをいてハ可為式斗五舛、其糧一人付て一日二八合宛、従領主可下行事

一 軍役人数百石二六人、多少可准之事

一 百石与百五拾石之内、甲一羽、馬一疋、指物一本、鎧一本
この軍法については、かつて宝月圭吾氏が「京都法度之器物」を信長の判枡である京都の十合升、すなわち京枡と位置づけ、近年で

は高木久史氏が米建ての知行量を基準とする軍役規定と理解し、また早島大祐氏が統一枡での検地とそれを基準にした軍役賦課・兵粮下行の観点から論じている³¹。これらの見解をふまえ改めて述べるならば、陣夫荷物や兵粮の量基準となった「京都法度之器物」（「判舁」³²）に拠ると思われる知行高を基準とする軍役規定の登場は、まさに権力編成の基本原理としての石高制の登場を意味している。

すなわち、法定枡の登場により量制が整備された環境下の米穀量に基づく石高の方が、種類により価値が異なる金額に基づく貫高よりも、知行宛行や軍役賦課など権力編成の普遍的尺度としては有効であった。村井貞勝・明智光秀の両名が、賀茂社に結鎮錢の米納方法を示した際に用いた表現「京中御定如斗米之」と「京都法度之器物」の近似性が注目される。こうして織田政権下で「判舁」「京舁」として公定された京都の十合枡がその後、豊臣政権下においても計量基準となり、やがて全国規模での量制基準とされたものと思われる。

以上のように、異なる価値の多様な錢貨が流通する中、公武用途段米の賦課やそれを原資とする貸付・利米収納を契機に整備された量制のもと、米穀量に基づく石高が知行給与だけでなく軍役賦課の基準となり、権力編成の基本原理としての石高制の祖型が生まれたのである。

三、天正四年洛中勸進の貨幣史的意義

天正四年（一五七六）には安土城の築城、および京都二条御新造の普請が開始された。

一方、同年二月には將軍足利義昭が毛利氏領国内の備後鞆に居を移し、七月に毛利氏が大阪本願寺への兵粮補給を敢行、ついに織田・毛利戦争が開始された。京都の日蓮宗十六本山が洛中勸進を実施したのはこの年である。

この洛中勸進の關係史料は、当時の京都の町の構成がわかる点で注目されるが、貨幣史研究にとっても魅力的な史料群である。そこで以下、天正四年の洛中勸進の貨幣史的意義について述べたい。

実は、この史料群には「ひた」³³錢が多数登場する。しかも京都における「ひた」の初見が、この天正四年の洛中勸進史料とされる。

この「ひた」と呼ばれる錢貨は、いわゆる鑿錢^{びた}と呼ばれるような低価値の錢貨ではなく、少なくとも豊臣政権期、徳川政権初期には畿内の標準錢貨であったことが知られている。たとえば、慶長十三年・十四年（一六〇八・〇九）の江戸幕府法令³⁴では、金一両や銀五十匁が「鑿錢」（「京錢」）四貫文に相当している。すなわち、「鑿錢」は江戸時代初め、徳川政権のもと金・銀と一定の換算値で結ばれる錢貨、すなわち金・銀・錢三貨体制の一角を占める通貨であった。また、天正二十年三月に秀吉が正室北政所に与えた知行目録では、その中に摂津平野荘の定納三六九石について「但びた錢三百六十九

「石」とあり、「びた」一貫文＝米一石であることが判明し、たとえそれが銭貨そのものの実勢価格を示すものでないとしても、高い価値水準の銭貨に位置づけられていたことが窺える。したがって、問題はそれ以前の段階、具体的には織田政権期における「ひた」の性格や流通状況となる。

そこで以下、織田政権のもとでの「ひた」の性格について検討したい。

洛中勧進の關係史料は、数種の史料で構成されているが、古川元也氏が指摘しているように「諸寺勧進之内遣方」³⁵が使途帳簿に相当し、本来の勧進目的がわかる。

遣方

とらこせ山へ

銀百六拾五匁

志、ら拾たん進上 上様

但料足五十貫

とらこせ山へ

銀四拾九匁五分

志、ら三たん 矢善七様

但ひた十五貫

銀卅三匁

志、ら式たん

夕庵
御杉殿

但ひた拾貫

(後略)

右に史料の冒頭部分を掲げたが、まず近江虎御前山に居る「上様」、

つまり信長に進上する「し、ら拾たん」^(縮)を調達するために「料足五十貫」(銀換算で一六五匁)を使用したことがわかる。次に、信長側近の矢部善七家定に進上する「し、ら三たん」を調達するために「ひた十五貫」(銀換算で四九匁五分)を使用したことがわかる。そして、この「諸寺勧進之内遣方」の記載内容を整理したものが表1である。

最初に、使途と使途相手に注目すると、壇徒・信者から集めた浄財が、信長やその家臣、そして「公方様」(足利義昭)やその関係者に贈る金品の調達に使われており、洛中勧進はその財源を確保するために実施されたことがわかる。そして一応銀建てであるが、実際には銀だけでなく銭でしじら・帯・米を調達したり、金に両替して進物としていたことがわかる。

その際、進物として様々な品物を調達するための財源が京都の町に住む檀徒・信者からの浄財であり、それは基本的に銭の喜捨によるものであった。したがって、この史料を詳細に分析することで天正四年当時、京都の町で流通・通用していた銭の状況がわかる。

さて、勧進記録のうち勧進そのものを伝えるものとして「洛中勧進記録」³⁷がある。これは檀徒・信者による町ごとの勧進記録であり、寄付そのものの内容が明らかとなる。また、「諸寺勧進帳」も勧進記録だが、それは町ごとの多様な「洛中勧進記録」を統一書式で整理し直したもので、さらに「諸寺勧進銭万納分」³⁸は勧進全体の集計記録にあたる。したがって、この洛中勧進では勧進内容、集計、そ

織田政権期京都の貨幣流通（本多）

表1 「諸寺勧進之内遣方」（『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類 四』所収）の記載内容

宛	銭	貫	銭1貫文の銀価	使	使途相手
銀 165.000	料足	50.000	銀3匁3分	ししら10たん（縮羅1反=料足5貫）進上 とらこせ山（近江国東浅井郡虎御前山）へ	上様
銀 49.500	ひた	15.000	銀3匁3分	ししら3たん（縮羅1反=ひた5貫）とらこせ山へ	矢善七（矢部善七郎家定）様
銀 33.000	ひた	10.000	銀3匁3分	ししら2たん（縮羅1反=ひた5貫）	夕庵（武井衛云）御杉殿
銀 13.200		4.000	銀3匁3分	かた色1	長雲
銀 56.760	ひた	17.200	銀3匁3分	とらこせへ両度の路銭	
銀 49.500				ししら3端（縮羅1反=銀16匁5分）是へ京にて	矢善七殿
銀 5.000	ひた	1.500	銀3匁3分	帯1長 とらこせの案内者	弥介
銀 3.000	ひた	0.900	銀3匁3分	帯1長	宿
銀 3.000		0.900	銀3匁3分	帯3筋	善七殿 山田甚六
銀 33.000		10.000	銀3匁3分	とらこせ後ノ下ノ遣上 ししら2端（縮羅1反=ひた5貫）	夕庵 長雲
銀 53.000		16.000	銀3匁3分	京中人別不出御達之礼 米3石（米1斗8升7合5勺ノ貫）	善七殿御内才藏
銀 26.500		8.000	銀3匁3分	大仏事の時度々の 米1石5斗（米1斗8升7合5勺ノ貫）	御寄合
銀 1,869.000				金4枚（40兩、金1枚=10兩=銀46匁7分2厘5厘）公方様御礼 但百五兩かへ	公方様
銀 747.500				金16兩（金1兩=銀46匁7分2厘）右ノ利平（1,869×0.4=747.6）	
銀 215.000				但5枚（銀1枚43匁×5）公方様御申次	藤村殿
銀 43.000				同（銀1枚）	御局様
小計 3,364.960					
銀 103.200				右ノ銀6枚ノ利平（(215+43)×0.4=103.2）	
銀 25.800	能銭	1.200	銀2匁5分	御下知銭「能銭」1貫200（文）	
銀 15.000				縮3把（縮1把=銀5匁）	かいかう
銀 6.000				杉原1束	御局様
銀 23.500				堺下ノ遣 大仏勧進押之時	
銀 46.725				金1兩（金1兩=銀46匁7分2厘5毛）左ノ利平	古屋
銀 467.250				五十余年事之時 金1枚（金1枚=10兩=銀46匁7分2厘5毛）当座の御礼 百五兩かへ	長州様
銀 215.000				五十余年事 是へ後ノ御礼	同（長州様）
銀 20.000				五十余年事之時礼	同落合 休斎
銀 20.000				同時礼	服部小六
銀 6.600	銭	2.000	銀3匁3分		村又六
銀 66.000				（記載無し）	
小計 1,015.075					
銀 6.600	銭	2.000	銀3匁3分	同時	村新右
銀 10.000				猪熊 縮2把（縮1把=銀5匁） 同時	御局様
銀 30.000				たたミ（畳）10てう 同時	仙巴
銀 5.000				縮1把（縮1把=銀5匁） 同時	土田孫衛門尉借用
銀 100.000				越前へ御音信 ししら5端（縮羅1反=銀20匁）	上様
銀 33.000	銭	10.000	銀3匁3分	同時ノ遣	
銀 12.310	銭	3.700	銀3匁3分3厘	同時遣 坂本ノ舟ちん	
銀 28.000				皮衣 御見舞として	仙千世殿
銀 5.000	銭	1.500	銀3匁3分3厘	同時遣銭	
銀 40.000				もうせん（毛氈）2枚 湯治上り之時京にて御音信	仙千世殿
銀 6.600	銭	2.000	銀3匁3分	同時	同そうしや
銀 20.000				すずのはち（錫の鉢）	羽筑（秀吉）様
銀 10.000				すずの鉢1	矢善七殿
銀 8.000				すずのはち 家まで	長庵
銀 50.000				上様雑賀御陣御見舞 てつほうのくすり10斤（鉄炮の薬1斤=銀5匁）	上様
銀 150.000				上様 縮30把（縮1把=銀5匁） 妙覚寺にて	上様
銀 15.000				縮3把（縮1把=銀5匁）	善七様
銀 462.700				諸勧進停止之御折紙之時御礼 金1枚（金1枚=10兩=銀46匁7分）	村井（貞勝）殿
銀 30.000				あいかわ（藍皮）5枚 同時	法印
銀 85.800				四条橋合力	
銀 1.320				帯2すち（筋）	加藤
銀 50.000				縮10把（縮1把=銀5匁）	
銀 5.000				同1把（縮1把=銀5匁）	
銀 9.900	銭	3.000	銀3匁3分	村井殿そうしや（奏者） 御折紙之時 法印御引付	隼人へ礼
小計 1,174.230					
銀 5,554.265				惣都合	
				此外あまる分	
銀 48.000				ししら3たん（縮羅1反=銀16匁）但今度三奉行方へ御遣候	三奉行方
銀 64.000				ししら4たん（縮羅1反=銀16匁）但安土ニ預ケ置申候	（安土）
銀 16.500				松板10間 3束ニあり	
銀 16.500				帯2長	
銀 1.650				筆10対	
銀 3.300				木綿2たん（反）	
銀 16.500				かき色おり物1たん（衾織物1反）	
銀 4.300				すわう（蘇方）木12斤	
銀 6.600				帯2長	
銀 1.000				たふ1たん（反）	
銀 6.000				かま1	
銀 1.650				勧進帳 花藏坊ニあり	
銀 26.700				現銀	
小計 212.700					
小計 5,766.965				都合	指引36匁2分3厘5毛不足

して使途帳簿がひと揃い残されていることになる。

そこです、勧進そのものの内容を伝える「洛中勧進記録」から見ることにしたい。

○大炊之御門室町鏡屋町

ひた

壹貫文 要法寺

松尾新介

しつさう坊

百文 同

同新次郎

同

壹貫文 要法寺

木瀬

しむせういん

鏡屋内方

壹貫文 同

同

木瀬佐次右衛門尉

式百文

同内方

壹貫文 同

同木瀬五右衛門

卅文 同

同人

壹貫文 同

同木瀬長右衛門

十文 同

同人

壹貫文 本りう寺

窪三郎左衛門尉

五十文 本せう坊

同まつゑもん

(中略)

以上拾貳貫文 此内米

四升御座候

「洛中勧進記録」の史料群は、町ごとの勧進記録であるため様々な書式があるが、右の史料（洛中勧進記録172）の場合、寄付が基本的に銭であったことがわかる。そして、冒頭に「ひた」と付記されている点から、考えによっては最初の寄付のみ「ひた」一貫文でなされ、他の寄付はそれ以外の流通銭で行われたと理解することもできる。しかし一方で、次のように記載された史料（洛中勧進記録190）がある。

○一条日野殿町

めうかく寺ほんくわ坊

百疋 はかり屋彦右衛門

ほんこく寺くわせう坊

百疋 筆屋新右衛門

ほんこく寺ちくわ坊

百疋 箒屋藤次郎

めうけん寺市井

百疋 ゑちこや次郎左右衛門

めうけん寺内

五十疋 ゑちこや次郎五郎

めうかく寺かくてう坊

参十疋 大くめ公坊衆

めうかく寺ゑいりん坊

参十疋 見せ屋弥衛門

以上ひた五貫百文

すなわち、この勸進記録の場合、合計金額に「ひた」と付記されている。しかも、書き上げられた一人一人の寄進額の集計と合計額が一致するため、寄付された銭のすべてが「ひた」であった可能性が生まれる。そしてこの形は、「山名殿辻子」（洛中勸進記録166・205、記載内容が2諸寺勸進帳七に該当）でも見受けられる。

したがって、「ひた」の付記がない銭についても、その実体を探る必要が生じてくる。

(A) ○狩野殿辻子

妙覚寺大行房

米一石 狩野法眼

本満寺玉持房

壹貫文 ほくあん上

妙覚寺円臺房

壹貫文 狩野与次

同 同

五百文 弥七郎

本国寺玉持房

五百文 又助

立本寺大増房

五百文 忠正

妙覚寺実藏房

五百文 次郎三郎

本国寺大雄房

五貫文 長清

同 同

壹貫文 新次郎

妙覚寺円臺房

貳百文 宗ちん

同 同

五百文 宗徳

同 同

五百文 与左衛門尉

以上拾六貫貳百文

(B) 狩野辻子

皆済 但米一石

妙覚寺大行坊 五貫文 ル 狩野法眼

同 円臺坊 壹貫文 ル 狩野与次

同 同 五百文 ル 孫七郎

同 同 貳百文 ル 宗珍

妙覚寺円臺坊 五百文 ル 宗徳

同 同 五百文 ル 与左衛門尉

同 実蔵坊 五百文 ル 二郎三郎
 本満寺玉持坊 壹貫文 い 卜庵内
 立本寺大増坊 五百文 は 忠正
 本国寺玉持坊 五百文 リ 又介
 同 大雄坊 五貫文 リ 長清
 同 同 壹貫文 リ 新二郎

以上拾六貫貳百文内

銀十七匁二分 ひた五貫文也、

右の(A)(B)二点の史料は、同じ「狩野殿辻子」における寄付状況がわかるもので、(A)が町が独自に作成した「洛中勧進記録¹⁹⁵」で、(B)が他の町も含め統一書式で整理し直した「諸寺勧進帳²⁰」である。この場合、両方とも合計は十六貫二百文であるが、(B)では十六貫二百文のうちに「銀十七匁二分 ひた五貫文」が含まれていたことがわかる。そこで、その意味を探るために、勧進全体の集計帳簿にあたる「諸寺勧進銭万納分」の「狩野辻子」の箇所を見ると、「拾壹貫貳百文」(十一貫二百文)が「現銭」で、残る「五貫文」が「銀十七匁二分」に対応していることがわかる。すなわち、銭の合計額は(A)や(B)と同じ十六貫二百文であるものの、実際には十一貫二百文が銭、そして残る五貫文が銀に替えられて収納されていたことが判明する。

しかも、「諸寺勧進銭万納分」の「狩野辻子」に見える五貫文は、「ひた」の付記はないものの、(B)の内容から銭の実体としては「ひ

た」であったことがわかる(一貫文当たり銀三匁四分四厘相当)。
 したがってこのことから、「ひた」の付記がない銭も、実体としては「ひた」であった可能性が生まれてくる。

そこで、先に見た「諸寺勧進之内遣方」に見える「ひた」について、銀での価格を検討してみると、「ひた」一貫文が銀三匁三分に相当することがわかる。また、史料冒頭に見える「料足」も一貫文あたり銀三匁三分であり、実体としては「ひた」であった可能性が高い。そこで、「諸寺勧進之内遣方」に登場する銭の価値について改めて確認してみると、表1に見えるように、「ひた」記載のない銭であっても基本的に一貫文あたり銀三匁三分で皆同じであることが判明した。これは当時、信長やその家臣、義昭やその関係者に対する礼物調達に使用された銭が「ひた」、もしくは「ひた」相当の価値の銭であったことを示すものである。

そこで改めて、「諸寺勧進銭万納分」の記載を見たい。これは、勧進全体の集計記録であるが、総計部分が次のように記されている。

上京分

都合八百七拾参貫四百四十五文

又 参百六拾貫文下京ヨリ

惣合 千式百卅参貫四百四十五文

此銀四貫七拾目参分

すなわち、上京分八七三貫四四五文と下京分三六〇貫文を加えた合計一、二、三三貫四四五文が銀四貫七拾匁に相当していることから、

この点でも錢一貫文あたり銀三匁三分であったことがわかる。

このことから、天正四年の洛中勸進で集められた錢は、記載のないものも含め、「ひた」もしくは「ひた」相当の価値の錢であった可能性が高く、一貫文当たり銀三匁三分の基準で銀換算し会計処理されていたことが判明した。しかも先述したように、天正四年の洛中勸進関係史料は、京都における「ひた」の初見史料として知られており、当時すでに京都の町・住民の間で、「ひた」が身近な流通・通用錢として使われていたことが窺える。

しかも、重要な点がもう一つある。それは「諸寺勸進之内遣方」の中に、「ひた」と比べて格段に高い価値の錢が見受けられることである。具体的には、「銀廿五匁八分 御下知錢 能錢壹貫貳百」という記述に見える「能錢」という錢で、一貫文あたり銀二一匁五分という、「ひた」の約七倍もの価値を持っている。そして、その用途が「御下知錢」とあるところからすると、諸役免許など何らかの特権を得るための礼物に利用された良質錢貨と思われるが、こうした高価値の錢貨も当時それ相応の役割をもって存在していたことが窺える。

そして、一貫文あたり銀二一匁五分という錢貨価値は二貫文¹¹銀四三匁（十兩）に相当するもので、実は先述した永祿十二年信長撰錢令（追加令）の「精錢」の価値に等しい。このことから、当時信長が低品位錢貨だけでなく、金・銀も含めた通貨体系の基準にしようとした「精錢」（「善錢」）は、天正四年当時依然存在していたも

の、もはや基準錢貨の役割を果たしておらず、むしろそれより価値の低い「ひた」（水準の錢貨）が日常的に取り扱われ、金・銀や米への交換も可能で、勸進の際の錢貨として利用されていたことがわかった。

このことは、精錢の流通量が「ひた」に比べ相対的に減少していたことを示すものと思われる。こうした背景としては、黒田明伸氏が一五七〇年頃の中国からの錢供給の途絶を主張しているが、その実態を検証することは容易でない。実は、「ひた」そのものも、渡来錢なのか国内鑄造錢なのか、現時点では不明である。ただ、国内鑄造錢も含め、精錢より低価値の錢貨が市場で増加し、その結果として精錢が相対的に減少していたことは想定でき、こうした状況のもと、桜井英治氏が主張するように、かつて精錢が担っていた基準錢としての地位を下る階層である錢、たとえば「ひた」が獲得していった現象（低錢の地位上昇）の一端と理解できる。このうち、「ひた」の価値上昇について従来は、『多聞院日記』における奈良の事例¹²で説明されていたが、今回洛中勸進関係史料の分析により、京都における「精錢」の存在と、「ひた」の基準錢としての存在をあわせて確認できたと言える。

実は筆者は、徳川政権の三貨体制の出発点である慶長十三・四年の幕府法令に見える「鏹錢」「京錢」が金・銀との交換も可能な高い価値の錢であることから、織田政権下で「精錢」（「善錢」と呼ばれた良質の錢貨がそれに相当するものと理解していた¹³。しかし、

今回、洛中勧進関係史料を分析した結果、永禄十二年の信長撰銭令における「精銭」水準の銭貨が天正四年に依然存在していたものの、それとは別に価値は低いながら金・銀・米との交換が可能で勧進の際に使用され、まさに基準銭貨として扱われる「ひた」の存在も明らかになったことにより、これまでの理解については修正が必要となった。

さて、京都十六本山会合用書類には、天正四年の洛中勧進のほかに、天正七年の堺での勧進に関する史料が多数含まれている⁴⁴。これは、いわゆる安土宗論、すなわち浄土宗との宗論に敗れた日蓮宗十六本山が、信長に詫び言の礼物として金二百枚の上納を求められた際、不足分の百枚を堺の日蓮宗寺院の勧進によって調達したものである。そして、この堺勧進においても、洛中勧進と同様、「ヒタ」の存在が確認できる。

勧進之渡申注文

頭本寺 支配分六拾貳貫五百文

頭別分内上銀子百目

支配分六拾貳貫五百文

頭別分内上銀子百目

支配分六拾貳貫五百文

頭別分内上銀子百目

支配分同上廿貫文

頭別分内上五貫文

興覚寺 支配分卅七貫五百文
頭別分内上五貫文

本教寺 支配分卅七貫五百文
頭別分内上五貫文

天正七^紀十一月十六日 本光寺役者(花押)

当番

この「勧進渡注文」によれば、堺の頭本寺以下六寺院が勧進銭の配分を取り決めているが、それは「支配分」と「頭別分」に分かれていたことがわかる。この史料について分析した河内将芳氏によれば、「支配分」とは恐らく各寺院の経済力に準拠したもので、「頭別分」とは各寺院に所属する僧侶の数に応じた分担と推測しているが、筆者もそれに従いたい。

そして問題は、頭本寺と経王寺の「支配分」銭六十二貫五百文に「ヒタ」と付記されている点である。「堺諸寺頭別分支配分控」(年紀記載無し)によれば、頭本寺の「支配分」六十二貫五百文について「此銀子式百六拾八匁七分五リ」とあり、一貫文あたり銀四匁三分が当該期の堺における「ヒタ」の価値水準であったことがわかる。したがって、数値だけ見れば、天正四年の洛中勧進における「ひた」一貫文あたり銀三匁三分に比べ若干高い値と言える。

また、天正七年十一月の年紀が見える「堺頭別方指出」には、「ひた銭拾貫文二付銀四拾五匁のさうは也」という文言が確認でき、そ

の頃「ひた」の「さうは」^(相場)が一貫文あたり銀四匁五分であったことがわかる。しかも、「諸寺取納帳」には、堺勧進の際に運上された金・銀の銭価格が記録されており、「銀子参百式十匁九ふん此代七十貫五百卅文 右之代老貫文二付四匁五ふん五りん二算勘也」とあることから、銭一貫文あたり銀四匁五分五厘といった換算値も判明する。

これらのことから、天正七年の堺勧進は、信長への金上納を目的に堺の六つの日蓮宗寺院が中心となって実施されたものだが、勧進額は六寺院で担当額が決められ、「支配分」「頭別分」といった割当額は「ヒタ」を基準としていたことがわかる。しかも、運上集計に見える銭が一貫文あたり銀で約四匁五分であることから、これまた「ヒタ」を基準とする会計処理であったことが窺える。このことは、天正四年の洛中勧進や天正七年の堺勧進において、「ひた」「ヒタ」が流通・通用銭貨の中で主要な位置を占めていたことを示唆するものである。

以上述べてきたように、天正四年の洛中勧進や天正七年の堺勧進の史料によれば、流通銭貨の主流は「ひた」もしくは「ひた」の価値水準の銭貨であった。しかも、永禄十二年時の「精銭」と同じ価値水準の高額銭貨も依然存在しながら、史料上での様子から、その流通量は以前に比べ減少していたことが窺える。すなわち、天正四～七年頃における流通銭貨の主流は「ひた」もしくは「ひた」価値水準の銭貨であり、しかもそれは金・銀との交換、米への転換が容易な銭貨であった。こうして、豊臣政権期以降、畿内の標準銭

貨となる「ひた」の、織田政権期における京・堺での状況を知ることができたのである。

おわりに

織田信長が足利義昭を擁して上洛した頃に直面した貨幣状況とは、異なる価値の多様な銭貨が流通し、信用が低下した銭の代わりに米が通貨の役割を担い、高額商品の商取引で金銀が盛んに用いられるものであったと思われる。それに対して信長は永禄十二年、流通銭貨間における価値差の存在をまず認め、「精銭」（善銭）を基準に比価を設定することで取引現場から排除されていた銭貨を呼び戻す一方、商取引における金・銀の使用を公認して通貨環境を整備し、米での商取引を抑えようとした。しかし、銭の混乱は収束せず、兵糧としての需要があり、かつ高い商品性を持つ米が盛んに利用されたほか、金・銀も、唐物など高額商品の取引や贈答に使われるなど、永禄末・元亀年間を転換点にその後天正年間前半にかけて一挙に流通が拡大した。

したがって、信長の諸政策のうち元亀二年の公武用途段米の賦課、またそれを原資とする洛中への米の貸付や利米収納は、こうした銭や米の状況を勘案してのものと思われる。これら政策の実施は量制の整備を必要とし、京都の十合枴は織田政権によって「判舛」として公認され、これに基づく石高は織田政権の知行制の基準となった。そして、天正三年の公家・寺社に対する「新地」^(新地)の石高給与、

同八年の大和での指出徴収における石高掌握、同十年の丹波での石高基準の軍法制定という展開は、政権が公定した「判舛」(＝「京舛」)による石高(知行高)設定と、それを基準とする軍役賦課の制度化という、公権力の権力編成の進展過程と重なるものである。こうして年貢米納という「石高」本来の属性に知行給与・軍役賦課という権力編成の基本要素が加わることにより、近世石高制の祖型が生まれた。その意味で石高制は、織田政権の政策展開の中から誕生したと言える。

さて、天正四年の洛中勸進関係史料によれば、永祿十二年の信長法令の「精銭」と同じ価値水準の高額銭貨が依然存在していたものの、もはやそれは流通銭貨の主流ではなかった。すなわち、天正四年当時の流通銭貨の主役は「ひた」もしくは「ひた」の価値水準の銭貨であり、金・銀や米との交換も可能な性格を有していた。こうして「精銭」を基準に銭・米・金・銀の流通環境の安定を図ろうとした織田政権の目論見とは裏腹に、その後の市場展開として「ひた」が「精銭」に代わる存在となった。その状況は、天正七年の堺勸進の事例からも窺え、織田政権下の主要都市である京都・堺ではこの頃すでに「ひた」が標準銭貨となっていた。したがって、その後登場した豊臣政権は、こうした銭・金・銀・米の現状に対処しながら、天下統一をめざしたのである。

註

- (1) 「十六世紀前期の京都真珠庵の帳簿史料からみた金の流通と機能」(峰岸純夫編『日本中世史の再発見』吉川弘文館、二〇〇三年)・「十六世紀後期の京都大徳寺の帳簿史料からみた金・銀・米・銭の流通と機能」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一一三集、二〇〇四年)・「十六世紀の京都大徳寺をめぐる貨幣について」(竹貫元勝博士還暦記念論文集『禅とその周辺学の研究』二〇〇五年)・「貨幣流通からみた一六世紀の京都」(鈴木公雄編『貨幣の地域史 中世から近世へ』岩波書店、二〇〇七年)。
- (2) 『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類二・三・四』(大塚巧藝社、一九八七〜八九年)所収。なお、本稿で引用した史料の表記については、本書所収の写真版により適宜修正を加えた。
- (3) 『中世法制史料集 第二巻 室町幕府法』第二部「追加法」四八六〜四八八条。
- (4) 『中世法制史料集 第五巻 武家家法Ⅲ』第一部六一五・六三六号。
- (5) 『中世法制史料集 第五巻 武家家法Ⅲ』第一部六二八号。
- (6) 『貨幣流通からみた一六世紀の京都』。
- (7) 「京都における「銀貨」の成立」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一一三集、二〇〇四年)。
- (8) 『新修福岡市史資料編 中世』①市内所在文書所収「鳥飼文書」二二号・「青木文書」一三三号、千枝大志『中近世伊勢神宮地域の

- 貨幣と商業組織」第三章（岩田書院、二〇一二年）、鈴木敦子『戦国期の流通と地域社会』第七章（同成社、二〇一一年）、「佐草家文書」101（「島根県古代文化センター調査研究報告書24」所収）、「萩藩閥閥録」卷三二山田吉兵衛28。
- (9) 「法隆寺文書 四」（『大日本史料 第十編之一』所収、東京大学史料編纂所影写本三〇七一・六五・三・四）。
- (10) 『中世法制史料集 第五卷 武家家法Ⅲ』第一部六八五〜六八六号。
- (11) 『中世法制史料集 第五卷 武家家法Ⅲ』第一部六八七号。
- (12) 田中浩司「貨幣流通からみた一六世紀の京都」、川戸貴史「一六世紀後半京都における貨幣の使用状況―『兼見卿記』の分析から―」（『東京大学史料編纂所研究紀要』二〇号、二〇一〇年）。
- (13) 高木久史『日本中世貨幣史論』第三部第三章「信長期の金銀使用」（校倉書房、二〇一〇年、初出は二〇〇五年）。
- (14) 『大日本古文书家わけ第十七 大徳寺文書』二五三三号。田中氏「一六世紀後期の京都大徳寺の帳簿史料からみた金・銀・米・銭の流通と機能」。
- (15) 「尋憲記 九」元龜四年二月二十二日条（『大日本史料 第十編之十』元龜三年九月是月）。
- (16) 「臨川寺文書 三二」（『大日本史料 第十編之十五』所収）。
- (17) 「朝河文書」（『大日本史料 第十編之十五』所収）。
- (18) 早島大祐「織田信長の畿内支配―日本近世の黎明―」（『日本史研究』五六五号、二〇〇九年）。
- (19) 「元龜二年御借米之記」（『大日本史料 第十編之七』所収）。
- (20) 「元龜三年御膳方月賄米帳」（『大日本史料 第十編之七』所収）。
- (21) 「織田信長の畿内支配―日本近世の黎明―」。
- (22) 『中世量制史の研究』第七章第一節「京桥の成立」（吉川弘文館、一九六一年）。「正法山妙心禅寺米銭納下帳 一」（『東京大学史料編纂所影写本三〇五三・三九・一』の元龜二年五月分納に見える）。
- (23) 「賀茂別雷神社文書 三」（『織田信長文書の研究 下巻』一〇八九号）。「史料纂集（古文書編） 22 賀茂別雷神社文書 第二」三四三号（『統群書類従完成会』一九八八年）。
- (24) 「大名領国制と荘園」註（11）（『網野善彦・石井進・稲垣泰彦・永原慶二編』講座日本荘園史 4 荘園の解体』吉川弘文館、一九九九年）。
- (25) 『日本中世貨幣史論』第五部第二章「信長政権の知行制度」（初出は二〇〇七年）。
- (26) 「織田信長の畿内支配―日本近世の黎明―」。
- (27) 「尋憲記 十二」（『東京大学史料編纂所写真帳六一七三・五七・七』奈良の枅四舛八合が「京舛」四舛に対応している）。
- (28) 『多聞院日記』天正八年十月十日条。
- (29) 「仲覚三氏所蔵文書」九月廿六日付白土宛惟任光秀・滝川一益連署書状（『郡山町史』所収）、松尾良隆「天正八年の大和指出と一國破城について」（『ヒストリア』九九号、一九八三年）。
- (30) 『中世法制史料集 第五卷 武家家法Ⅲ』第一部一〇〇一号。

- (31) 宝月「京枿の成立」、高木「信長政権の知行制」、早島「戦国期研究の位相―中世、近世、そして現代から―」(『日本史研究』五八五号、二〇一一年)。
- (32) 高木久史『日本中世貨幣史論』第一部第二章「一六世紀後半におけるビタの普及」。氏は、この史料について「ひた」を基準銭として使用する徴証と解釈しているが、妥当と思われる。なお、同書第一部「日本中世後期における銭使用秩序の変容」では、天正年間に織田信長の銭政策の転換を認め、それを江戸幕府に先行する銭統一政策と理解し、ビタの政策的採用の始発を信長の当該政策に求め、その方向性が信長死後も秀吉らにより継承されると評価する。なお、氏の理解に対する筆者の見解は「書評 高木久史著『日本中世貨幣史論』」(『史学雑誌』第一二〇編第一〇号、二〇一一年)を参照されたい。
- (33) 『徳川禁令考』三六八四・三六八五号。
- (34) 山陽新聞社編『ねねと木下家文書』所収32北政所宛豊臣秀吉朱印状(一九八二年)。
- (35) 「天正四年の洛中勸進」(『古文書研究』三六号、一九九二年)。
- (36) 『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類四』所収。
- (37) 『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類三』所収。
- (38) 『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類四』所収。
- (39) 『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類四』所収。
- (40) 『貨幣システムの世界史へ非対称性をよむ』(岩波書店、二〇〇三年)第五章「海を越えた銅銭―環シナ海銭貨共同体とその解体―」。
- (41) 「銭貨のダイナミズム―中世から近世へ―」(鈴木公雄編『貨幣の地域史 中世から近世へ』終章)。
- (42) 毛利一憲「ビタ銭の価値変動に関する研究―多聞院日記―により天正年間を中心として―(上)(下)」(『日本歴史』三二〇・三一〇号、一九七四年)。
- (43) 『戦国織豊期の貨幣と石高制』(吉川弘文館、二〇〇六号)。
- (44) 『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類二・四』所収。
- (45) 「中世末期堺における法華宗寺院―天正七八年の「堺勸進」を中心に―」(『年報中世史研究』二四号、一九九九年)。
- (付記) 本稿は、第二二回平安京・京都研究会「信長と京都」(二〇一一年七月三二日開催)での報告「信長が見た戦国京都の貨幣事情」をもとにしている。報告の機会を与えていただいた主催者の方々、当日貴重な御意見を賜った方々に心より感謝する。なお、本研究はJSPS科研費23520814の助成を受けたものである。

Money Circulation in Kyoto of the Oda Government —Formation of the “Kokudaka” System and a Standard Coin “Bita”—

Hiroyuki HONDA

In this paper, I explore the circulation situation of the copper coin, the rice, gold, and silver at the time of Nobunaga Oda's having gone up to Kyoto, and Nobunaga Oda's policies relation with Kyoto, and I analyze for copper coin that has been donated in the fundraiser, which was conducted in 1576 in Kyoto. In order to support the finances of the emperor, Oda government loaned rice instead of the copper coin to the city of Kyoto. As a result, the rice was housed in the warehouse of the emperor along with the interest minute. In Kyoto of those days, the various copper coins of different values were circulating and I think that Nobunaga Oda implemented policies in consideration of the situation of such a copper coin or rice. Therefore, the “Kokudaka” system was born in the process of implementing the policies of Oda government. “Bita” or a coin of the same value level “Bita” was leading role of the circulation of at the time of 1576. It can be exchanged or rice, and gold and silver. Thus, in Sakai, Kyoto which is a major town under the Oda government, “Bita” had already become a standard coin.